

日本学生支援機構（JASSO）2019年度海外留学支援制度（協定派遣）奨学金

1. 趣旨

本奨学金は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校が、諸外国の高等教育機関との学生交流に関する協定等に基づいて、8日以上1年以内、当該大学等に在籍する学生を派遣するプログラムを実施する場合、日本学生支援機構（以下 JASSO）がそのプログラムを支援する制度です。

2. 奨学金内容

支給金額	以下の金額が1回支給されます（給付型・返還不要）		
	海外文化・専門集中講座（カリフォルニア大学デービス校）	80,000円	
	短期海外実習 VIA Exploring Social Innovation	100,000円	
	短期海外実習 ベトナム・インターンシップ	70,000円	
	短期東南アジア実習・東南アジア実習	70,000円	
支給方法	プログラムへの参加を在籍確認書にて確認後、受給者本人の口座へ振り込みます。		
支給人数	海外文化・専門集中講座	カリフォルニア大学デービス校 ◇ コミュニケーション文化コース ◇ 英語サイエンスコース ◇ 英語グローバルビジネスコース	計13名 (予定) <small>学内調整の結果、当初3名の枠から13名に支給人数が増える見込みです。現在 JASSO への承認申請手続きを行っており、10月下旬までに正式な支給人数が確定する予定です。</small>
	短期海外実習	VIA Exploring Social Innovation ベトナム・インターンシップ	
	短期東南アジア実習 東南アジア実習	タイ・ボランティア タイ・インターンシップ	計12名

3. 申請資格

明治大学（以下、本学と言う。）の正規課程に在籍する学生（日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者）で、日本学生支援機構が指定する次の（1）～（5）全ての条件を満たす者。

- （1）学部生で、本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、以下に定める方法で求められる、本学における2018年度（1年生は2019年度春学期）の成績評価係数が2.30以上であること。
（2.30未満の場合は申請できません）

【成績評価係数算出方法】（小数点第三位を四捨五入）

下記の表により、成績評価を「成績評価ポイント」に換算し、計算式にあてはめて算出すること。

5段階評価	成績評価				
	S	A	B	C	F/T
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

- ※ 前年度中に履修・取得した科目の成績のみが対象です。
- ※ 成績評価（S, A, B, C, F/T）がされている科目は全て含めてください。履修登録をしてF/Tが付いたもの、卒業要件外科目や資格課程科目、学部間共通外国語なども全て含みます。ただし、評価が「認定」のものは計算に含めないこと。
- ※ 科目数ではなく取得「単位数」で計算してください。

【計算式】

$$\frac{(S \text{ および } A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (F \text{ および } T \text{ の単位数} \times 0)}{2018 \text{ 年度 (1 年生は 2019 年度春学期) に登録した総登録単位数}}$$
で割る

	<p>経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。</p> <p>原則として①以下の家計基準に合致し、②自費のみでの留学が困難であると自己申告した者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>学部 (目安)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得世帯</td> <td>1,191 万円程度</td> </tr> <tr> <td>給与所得以外の世帯</td> <td>783 万円程度</td> </tr> </table> <p>*上記①②のいずれかに該当する場合申請可能とします。</p> <p>*家族構成により家計基準が異なります。詳細は、下記 URL から日本学生支援機構「私立大学に在学し家計支持者が給与所得世帯の場合または給与所得以外の世帯の場合 (第二種)」をご確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html</p>	学部 (目安)		給与所得世帯	1,191 万円程度	給与所得以外の世帯	783 万円程度
学部 (目安)							
給与所得世帯	1,191 万円程度						
給与所得以外の世帯	783 万円程度						
(2)	<p>注) 2019 年度第二種所得基準例 (私立大学・4 人家族・自宅外)</p>						
(3)	派遣先大学所在国への必要な査証を確実に取得し得る者						
(4)	プログラム終了後、本学へ戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者						
(5)	プログラム参加にあたり、他団体等から奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計が本奨学金受給金額を超えない者						
(6)	外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者						
注意点 1	上記 (5) については、他団体等からの奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。						
注意点 2	日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金を受給している学生で、留学期間中の貸与を休止する場合は、休止手続 (異動願の提出) が必要です。手続きの詳細は、各キャンパス奨学金係にお問い合わせください。						
注意点 3	<p>・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」との併給不可。</p> <p>・JASSO が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給については下記の通りとなります。</p> <p>【給付奨学金の採用年度による併給可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 29 年度採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給可 ●平成 30 年度採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給可 ●2019 年度以降採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給不可 						
注意点 4	<p>授業料助成は、学生本人に直接助成金を支給する場合には奨学金の併給に該当します。</p> <p>助成額を月額金額に換算し、本制度による奨学金月額を超えないことを確認してください。</p> <p>例：明治大学外国留学奨励助成金の「海外留学授業料助成」</p>						
注意点 5	<p>学内の別プログラムで海外留学支援制度奨学金を受給中／予定している場合</p> <p>学内の別プログラムの参加にあたり、海外留学支援制度奨学金を受給する場合、派遣期間が重複していない場合は受給可能です。ただし、1 日でも日程が重複している場合は、後から派遣されるプログラムは受給対象外になります。</p>						
注意点 6	<p>本奨学金支給後に、上記注意点で記載の奨学金との併給等が判明した場合には、奨学金の返還を求めますので、十分注意して申請するようにしてください。</p>						
4. 渡航支援金							
経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たし、希望する場合は「渡航支援金」が支給されます。							
支給金額	16 万円						
支給方法	奨学金とともに受給者本人の口座へ振り込みます。						

ア. 家計基準

家計支持者の所得金額（父母の所得の合算）が次の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下

イ. 提出書類

＜派遣学生が父母等に扶養されている場合＞

所得区分	提出書類	備考
① 給与所得者	・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）及び直近の源泉徴収票の写し※1 ・「家族構成申告書」（様式 R-3）	会社員、パート、アルバイト等
② 給与所得以外の者	・直近の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し ・「家族構成申告書」（様式 R-3）	個人事業主、自営業者等
③ 2018 年中の所得がない者	・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）※2、3 ・「家族構成申告書」（様式 R-3）	年金受給者、専業主婦（夫）、家事手伝い、無職者等

※1 ①～③の場合は所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

※2 市町村役場発行の所得証明書は、金額がアスタリスクになっていないものを発行してもらってください。

※3 マイナンバーが印字されていないものを提出してください。（印字されている場合はマジック等で消してください。）

＜派遣学生が独立生計者の場合＞

④-1 独立生計者の場合 （派遣学生のみ世帯）	・直近の市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ・派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）※申請時 3 か月以内に発行されたもの ・「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2）
④-2 独立生計者の場合 （派遣学生及び配偶者の世帯）	・派遣学生及び配偶者の直近の市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ・派遣学生及び配偶者の住民票（世帯全員分）※申請時 3 か月以内に発行されたもの ・派遣学生及び配偶者の父母等の住民票（世帯全員分）（コピー可） ・「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2）

【派遣学生（及び配偶者）の所得が 38 万円未満の場合】以下の追加書類が必要です。

・[奨学金受給者のみ] 平成 30 年中に学生本人が受給した奨学金総額を証明する書類（奨学金支給団体発行の証明書

・[預貯金切崩者のみ] 生活費管理用の預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 カ月分記帳部分」写し

※該当者は窓口で様式を受け取り、詳細を確認してください。

[独立生計者] 本制度では、以下の①～③全てに該当する者について、独立生計者と判断します。

a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

b. 父母等と別居している者

c. 派遣学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされている者。

※独立生計者が渡航支援金に申請するには、上記 a～c を満たし、かつ派遣学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）の所得がア. の家計基準を満たす必要があります。

注意点

・同一プログラムに 2 回以上参加する場合は、初回の渡航時にのみ支給されます。

・他団体等から受給する奨学金に渡航費が含まれる場合は併給できません。（例：学部による渡航費助成）

5. 奨学金受給者の義務

日本学生支援機構による審査後、奨学金受給者として採用が決定した方は、以下(1)～(3)を遵守して頂きますので、手続に遺漏がないようご注意ください。遵守できない場合、既に支給した奨学金がある場合は、その返還を求めるとともに、それ以降の支給を停止します。

(1)	<p>在籍確認書の提出【研修中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際教育事務室宛に以下のメールアドレスへ「2. 奨学金内容の『支給方法』」に記載されている締切日までに、<u>必ず所定書式の在籍確認書をメール添付でお送りください。</u>書式は受給が決定した方に、国際教育事務室より Oh-o! Meiji グループページを通して共有します。 ・<u>在籍確認書に記載した提出日と同日にメールを送ってください。</u> ・締切日までに在籍確認書の提出が無い場合は、奨学金支給を停止しますのでご注意ください。 <p>メール宛先：国際教育事務室・短期海外研修担当 <gogaku23@meiji.ac.jp></p>
(2)	<p>留学前・留学後報告書（様式 H-1）及び修了書（写し）の提出（プログラム終了後より1週間以内）</p> <p>プログラム終了後1週間以内に以下3点を国際教育事務室（中野・海外留学担当）へご提出ください。なお、受給期間終了の1週間後が土日又は祝日である場合はその直前の平日が提出期限です。 <u>※報告書の提出が遅れると奨学金の返還を求められることがあります、また次年度の奨学金支給枠が削減されるなど大きな影響が生じます。受給者として責任を持って報告書提出を完了してください。</u></p> <p>① 留学前・留学後報告書（様式 H-1） プログラム参加前に留学前回答箇所に入力した留学前・留学後報告書を、プログラム終了後に留学後回答箇所を全て入力し、<u>必ずプログラム終了後1週間以内に、データを <gogaku23@meiji.ac.jp>へメール添付にて提出してください。</u>書式は受給が決定した方に、国際教育事務室より Oh-o! Meiji グループページを通して共有します。</p> <p>② 派遣先が発行する公式な修了書（写し）および成績証明書（写し） 英語以外の言語の場合は、必ず受給者本人による和訳を添付してください。</p>
(3)	<p>JASSO から依頼されたアンケートの協力</p> <p>JASSO より、プログラム終了後、フォローアップ・進路状況調査等のアンケート依頼が予定されています。指定された期日までのご提出をお願いします。</p>

6. 申請方法

下記に記載の申請書類を不備なく揃え、申請期間中に提出した者を選考の対象とします。

申請書類	<p>(1) JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）申請書【全員】（所定書式） ※申請書の署名欄の署名は必ず自筆で記入してください。</p> <p>(2) 銀行口座振込依頼書【全員】（所定書式）※研修参加者本人名義の口座に限ります。</p> <p>(3) 通帳コピー【全員】（銀行、支店名、口座番号、口座名義がわかるページ）</p> <p>(4) 2019 年度大学等在学_家計基準判定表【全員】（所定書式）</p> <p>(5) 家計支持者の 2018 年収入を証明する下記該当書類のコピー【全員】 <給与所得者の場合>直近の市区町村発行の所得証明書（または非課税証明書） <給与所得以外の者>直近の確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピー <2018 年中の所得がない場合>直近の市区町村発行の所得証明書（または非課税証明書） 原則父母双方の所得に関する書類をご提出ください。父母以外の保護者の方に扶養されている場合は、その方の所得に関する書類をご準備ください。</p> <p>(6) 成績通知表【全員】 Oh-o!Meiji ポータルサイトで確認できる <u>2018 年度(1 年生は 2019 年度春学期)の成績を含んだ成績通知表</u>を印刷したもの。（自動発行機から出る成績証明書は不可）</p> <p>(7) 成績評価係数計算表【全員】（所定書式） ※計算式が本学 GPA とは異なります。JASSO 指定の成績評価係数計算式が入力されたエクセル書式の必要箇所（黄色でハイライトした部分）に PC で入力してください。 成績評価係数および申請の可否が自動で計算されます。</p>
------	---

	<p>(8) 【外国籍で日本への永住が許可されている者のみ】 在留資格「永住」が確認できる「在留カード」のコピー</p> <p>【注意】渡航支援金を申請される方は、上記に加え、「渡航支援金の支給基準」の欄に記載の提出書類を合わせてご提出ください。渡航支援金申請の家計基準は、本奨学金の家計基準とは異なります。該当する場合のみ、追加書類を準備してください。</p>
申請先	<p>上記の書類を、各キャンパスの事務室の窓口開室時間内に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駿河台 国際教育事務室（GF 2F）：平日 9:00～11:30/12:30～17:00，土曜 9:00～12:30，日祝日閉室 ・和泉 国際教育事務室（海外留学）（第一校舎 1F）：平日 9:00～11:30/12:30～17:00，土日祝日閉室 ・生田 国際教育事務室（中央校舎 1F）：平日 9:00～11:30/12:30～17:00，土日祝日閉室 ・中野 3階事務室（海外留学担当）：平日 9:00～11:30/12:30～17:30，土曜 9:00～12:30，日祝日閉室
申請期間	2019年11月6日（水）～ 2019年11月13日（水）17時00分

7. 学内選考方法・選考結果通知

経済的理由により支援が必要な学生を成績評価係数が高い順から候補者とし、国際教育センターにおいて決定します。原則、本学での学業成績が JASSO の規定を満たす学生への奨学金支給が条件となるため、学部 1～4 年生で成績評価係数の高い学生を優先して推薦します。学内選考結果については、可否に関わらず、**12 月末頃**までに、全申請者に Oh-o!Meiji!!にて通知します。学内選考合格者は、本学から日本学生支援機構に推薦され、採用の最終決定は同機構が行います。本学からの推薦は、同機構による採用を保証するものではありませんのでご留意ください。

8. お問い合わせ

明治大学国際教育事務室（駿河台キャンパス）

東京都千代田区神田駿河台1-1 グローバルフロント2F

Tel : 03-3296-4868 Fax : 03-3296-4360 Email : gogaku23@meiji.ac.jp

（本件についてメールで問い合わせの際は、件名、所属学部、学年、学生番号、氏名、参加プログラム名等の情報を必ず記載してください）